

2018年 1月

日本における『忘れられる権利』について

経営学部 経営学科 山本ゼミ
B4R11105 瀬川大葉

【卒業論文概要】

近年、時代の移り変わりによってプライバシーの権利や環境権など新しい権利が誕生してきた。このような権利の1つとして、最近、新たに『忘れられる権利』という概念がヨーロッパをはじめ欧米で誕生した。この『忘れられる権利』はここ数年、日本国内の裁判にも登場するようになってきている。以上のことから、この権利は注目を浴びてきており日本国内でも新たな人権として定着するのではないかと考えた。

本論文の目的は、海外で誕生した『忘れられる権利』が日本国内でも新たな人権として確立していくかどうかを考察することである。

まず、日本国内で『忘れられる権利』が取り上げられた裁判の裁判例や『忘れられる権利』の内容が争点となった裁判の裁判例を分析した。『忘れられる権利』を含む主張を認めた事例もあれば認めなかった事例も存在する。これらの事例から『忘れられる権利』というものをどのように捉え判断したかを抽出、比較した。この結果裁判所が『忘れられる権利』を認めた事例では、ある程度期間が経過した後は過去の犯罪について『忘れられる権利』を有するという。逆に認めない事例では、『忘れられる権利』は国内に法的な根拠がないとして、権利の適用を求める者の属性、犯罪の性質、不利益の重大性、明白性を総合的に考慮したうえでこれを認めないこととした。これらの分析から『忘れられる権利』というものは国内では非常にあいまいな概念であることが判明した。しかし、『忘れられる権利』は今後必要な人権であると考え、そこで国内において『忘れられる権利』を確立するためにプロバイダ責任制限法の改正、または『忘れられる権利』を明示的に規定した新たな法律を制定するべきであると提案する。